

大震災から、一日も早い復旧をめざして。

悩まず、あきらめず、 まずは相談を！

3月11日、東北全体に壊滅的な被害をもたらした大地震。その後、ライフラインの復旧にはじまり、さまざまな復旧支援活動が続く中、今後は地域の実情に合わせた街の復興が必要となってきます。それと同時に、地域経済や企業が抱える問題点をいかに解決していくかは、県民全体にとって大きな課題といえます。まず大切なのは、県都盛岡が一刻も早く経済復旧への道筋を見い出すこと。そして、盛岡から県内、そして全国各地へ「元気」を発信していきましょう。会議所は、会員事業所の皆様が抱える資金繰りや経営に関する課題の一つひとつを、スタッフ一丸となって支援していきます。

震災被害に対する金融支援

当会議所における経営相談窓口の一つである、日本政策金融公庫（国民生活事業）では、震災直後の3月11日付で、いち早く災害貸付の取り扱いを開始しています。同公庫が取り扱うのは、大震災で被害を受けた中小企業者や個人事業主の皆さんを対象にした、「災害貸付」や「セーフティネット貸付（経営環境変化資金）」などの融資制度。盛岡支店では、岩手県央から二戸、釜石や宮古、田野畑等の三陸方面まで広域にわたるエリアで相談業務に対応しています。同公庫では、震災以降県内各地に出向き相談会を随時開催しています。担当窓口の一人である融資第二課長・五十嵐邦延さんによれば、「個々の事業者によって被害状況が異なるため、まずは相談してほしい」とのことです。

今回の融資制度の一つ「災害貸付」は、地震・津波によって被害を受けた方を対象にした貸付制度ですが、直接被害だけでなく、間接的に災害を受けた方も対象になります。盛岡市近郊の事業所は、浸水や物損などの直接被害よりも間接被害のほうが多くなります。取引先が被災したことで仕入れができない、事業所の支店が被災して売上の見通しが大きく減る等、被害のカタチはさまざまと

いえます。

「状況に応じた対応をしていくため、まずは電話等で状況を伝えていただき、個別に対応していきたい。このような時こそ事業復興のお手伝いをさせてほしい」と五十嵐さんは話します。



日本政策金融公庫 盛岡支店
国民生活事業融資第二課長 五十嵐邦延さん

書類がなくとも 電話で相談を。

もう一つの「セーフティネット貸付」は、経営環境変化に伴う一時的な業況悪化を改善し、経営基盤の強化を図るための融資制度です。今回の震災では、風評被害や計画停電、原子力発電所の事故等により業績が悪化し、資金繰りに大きな不安を抱える事業者も多いのではないのでしょうか。春先以降の観光客を見込んでいる各地の観光施設やホテル業、飲食業など、県内の経済の要となる事業者が経営を維持していくための資

金として心強い制度といえます。このような融資を受けようとする場合、相談者は決算書や申告書類、り災証明書など貸付に関わる書類の準備が必要になります。しかし、直接被災したため書類も印鑑も一切無くしてしまったとか、り災証明書を

取るのが大変な状況にある場合、状況に応じた対応が可能。電話で相談してもらえれば大丈夫とのこと。また、すでに日本政策金融公庫の融資を受けている事業者の中には、「もう融資は無理」と諦めている方も多いかもれません。その場合、

返済のご相談にも応じています。まだまだ、生活基盤の安定や立て直しで精一杯という方も少なくないことでしょうが、事業の立て直しや継続に向けて不安を抱えている方は、まず相談してみたいかがでしょうか。今回の災害貸付は、9月30日までの

日本政策金融公庫(国民生活事業)

東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまへ

日本政策金融公庫では、3月11日付で、このたびの東日本大震災により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「災害貸付」や「セーフティネット貸付(経営環境変化資金)」を取り扱っております。

	災害貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)
対象者	【地震・津波により被害を受けた方】 東日本大震災により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方 ② 前①以外の方で、販売先又は仕入先が直接被害を受けたことが原因で、売上の減少、売掛金の固定化等、間接的に災害の被害を受けた方	【風評被害や計画停電、原子力発電所の事故等により被害を受けた方】 東日本大震災による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等
資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金	企業維持上緊急に必要なとなる設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 ※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ
ご融資限度額	各融資制度ごとのご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	4,800万円 ※生活衛生セーフティネット貸付は5,700万円
ご返済期間 (据置期間)	普通貸付：10年以内(据置期間2年以内) 普通貸付以外：各融資制度に定められたご返済期間・据置期間	設備資金：15年以内 (据置期間3年以内) 運転資金：8年以内 (据置期間3年以内)
利率 (年利%)	【設備資金・運転資金】 ①直接被害者及び一定の要件を満たす間接被害者であって、罹災証明書等の発行を受けた方 災害復旧資金のうち適用限度額1,000万円まで当初3年間 1.35%(特災利率) 4年目以降 各融資制度に定められた利率 ②上記以外の方 各融資制度に定められた利率	【設備資金】 基準利率=2.25~3.40% 【運転資金】 基準利率=2.25~3.20% ただし、一定の要件に該当する場合は、貸付後3年間に限り次の利率が適用されます。 特利G = 基準利率-0.2% 特利N = 基準利率-0.3% 特利R = 基準利率-0.5%

- (※) 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。
- (※) 経営環境変化資金の運転資金の利率について、次の要件に該当する場合は、貸付から3年間、それぞれに定める利率が適用されます(4年目以降は基準利率となります。)
- 1 雇用の維持又は拡大を図る場合は、「特別利率G」
- 2 次のいずれかに該当する場合は、「特別利率N」
 - ①最近3ヵ月における売上高等が前年同期に比し5%以上減少している場合
 - ②最近1ヵ月における売上高等が前年同期に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合
- 3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合は、「特別利率R」
- (※) ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。利率は平成23年4月13日現在のものです。
- (※) 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 盛岡支店 国民生活事業 TEL.019-623-4376 (お申込み相談)TEL.019-623-4392

取り扱いとのことでした。

岩手県の会議所が 全体で会員を支援。

去る4月12日、岩手県商工会議所連合会では、市内ホテルにおいて県内9会議所の会頭を集めた会議を開催しました。その目的の一つは、今回の震災による会議所の被害状況を各会議所から報告していただき、全体で情報を共有すること。また、日本商工会議所から頂いた見舞金や支援金の報告、中小企業基盤整備機構が今回震災支援として始めた仮設店舗の無償賃貸システムの説明、各会頭から今後に対する要望や意見交換を行いました。

さらに、4月11日に設置された岩手県東日本大震災津波復興委員会で、会議所連合会の元持会長が副委員長に選定されたことを受け、復興ビジョンにおける商工業計画の説明をし、各会議所への協力をあおぎました。

被災の実情として、釜石、大船渡の2商工会議所は建物が壊滅、宮古商工会議所田老支所は流出しました。今後、各地域の事業所支援を開始するにあたって、その会議所自体が機能を失っては、会員の皆様に十分な情報提供や支援することが困難となつてきます。そこで、被災した会議所や会員事業所に対する支援を効果的に進めていくため、岩手県商工会議所連合会の中に、東日本大震災復興対策本部を新たに設置することを

決定しました。これまでの、内陸部の会議所を構成員とした支援本部から衣替えをした同対策本部の設置は、岩手県の9会議所全体で復興対策に向けた動きを進めることの意味表明といえます。

まずは窓口となる 被災会議所復旧を。

この本部の中核には、会議所支援委員会と事業所（会員）支援委員会の2つを設けています。

前者は、被災した会議所の支援が業務の中心となり、盛岡が宮古と久慈、花巻と北上が釜石を、一関と奥州が大船渡を支援するというように、会議所同士の水平的な支援ネットワークにより早急な対応をしていく予定です。被災した会議所における一番の問題は、会員事業所と連絡がとれず、被害状況の詳細を把握しきれないこと。会員への長期的支援や情報発信の中核となる会議所を立て直すうえで、再建の場所選定も改めて検討されようとしており、長期的な取り組みとなります。

他県からも 応援スタッフが来県。

さらに、各会員に向けた相談体制の整備を進めていく必要があります。後者の事業所（会員）支援委員会では、盛岡商工会議所の藤井リーダーが委員長に就任し、県内の各会議所の相談所長や課長とともに支援活動

を行っていきます。相談窓口の拡充や体制の整備、情報を隅々まで届けるためのしくみづくり、被災した会議所へのスタッフ確保など、現地からの要望を取りまとめながら支援を継続していきます。相談窓口体制の拡充策として、すでに日本商工会議所を通じて、長野、大阪、福井など県外の会議所から応援スタッフが来県しており、これまでの経験を活かした相談業務、会議所に対する業務指導にもあたっています。今後会議所が果たすべき役割に関して、事務局長・和井内信行さんはこう話します。



盛岡商工会議所 事務局長 和井内信行

「会議所が果たす役割の一つは、会員事業者の皆さんに対し、きちんと情報を提供していくこと。震災後は、各地の会員さんがどれほど被災を受けているのか把握することも

きない現状でした。少しずつ条件を整えながら、会議所同志が連携を強化して、岩手県全体、東北全体が元気になるよう頑張りたいと考えております」。

相談者の 利便性を第一に。

現在、岩手県内には9つの商工会議所があり、盛岡商工会議所には約4000事業所の会員がいます。その親戚や友人・知人、取引先などを含めれば誰もが甚大な被災の状況を生み出したこの大震災。それによって受けた大被害の復旧計画は、ライフライン等の第1次復旧にはじまり、今後何年も続いていくものです。現在、会議所では被災した事業所の経営相談をメイン事業に各地に向かい、すでに4月から「ワンストップサービス」を実施してきました。これは、被災された方のあらゆる状況に対応するために、できるだけ各分野のスペシャリストを一堂に揃える相談会のこと。これまで会議所で行ってきたエキスパートバンクも活用し、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士など、金融、経営、労務の相談窓口を揃え、大船渡、釜石、宮古などで順次開催しています。今後は雇用面の窓口を追加し、事業所支援委員会から吸い上げられた現地の要望も受けながら、より充実したスタッフで相談の場を用意し

ていきたいと考えます。

専門家と相談員が 一体となった窓口整備。

直接被災ばかりでなく、沿岸との取引がある会社、沿岸に事業所を持つ盛岡の会社、さらには風評被害を受ける観光関連、自粛ムードの影響を受ける小売や飲食関係など、すべての業種において売上の低迷が続く現状をどう解決していくのか。それについて、会議所の支援企画グループリーダー・猿川毅さんに伺いました。



盛岡商工会議所 中小企業支援チーム
支援企画グループリーダー 猿川 毅

「国の融資制度、県の災害復旧制度、経営安定資金の拡充など、各会員さんにとって一番いい方法をご案内すること。週ごとに変化し前進する状況を把握し、情報を伝えていくことが会議所には大切です。経営指

導員と専門家が一体となって、広く深い窓口整備をし、対応していかなくてはなりません。急を要する資金繰り対策、経営改善、再生、そして再建まで、皆さんの要望に応えられる体制を整えたいと考えます。また、あらゆる業種の方が会員に属する会議所ならではの絆を活かし、必要があれば、県内会議所の提言としてまとめ、東北6県へ、さらには日本商工会議所へとつながる仕組みを有効に使っていきたい。現場の声はどんなことでも生きた声となりますので、地元の会議所に伝えてほしいものです」。

4月の会頭会議においては、各会頭から現実的な要望が多数提出されています。道路整備の必要性、仮設住宅の建設等における被災地域の雇用機会創出。内陸の事業所は、自粛ムードや風評被害などで売上低迷に悩む事業者も多く、被災地支援の体力を保つために内陸を活性化させる支援策の必要性が強く訴えられました。どれも切実な現場の声です。岩手県では、岩手県中小企業経営安定資金に「災害対策枠」を創設。雇用継続対策として、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）の活用などもあります。こうした制度は震災以降、現場の状況に応じて日々内容が充実されています。

盛岡商工会議所は、地域が一体となって元気を取り戻すため、会員の

皆様の声を受けとめながら、より適切な情報をアドバイスできるような力で取り組んでいきます。ぜひ、悩まずに相談してください。

取材／「SANSAN」企画編集委員会

地震災害に関する特別相談窓口

岩手県商工会議所連合会 東日本大震災 復興支援本部

本部長 元持県連会長(盛岡)
副本部長 内陸会議所の会頭及び
盛岡会議所の県連副会長
事務局長 古澤県連専務理事
事務局次長 内陸会議所の各会議所
専務理事

会議所支援委員会

委員長 県連事務局長
副委員長 県内各地会議所事務局長

事業所(会員)支援委員会

委員長 盛岡相談所長
副委員長 県内各地会議所相談所長
(ただし、事務局長兼務の会議所は、指導課長等)